

## 特定再資源化預託金等について

## 1. 特定再資源化預託金等について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を情報管理センターの実施する業務に要する費用に出えんできていることになっている。

## 2. 特定再資源化預託金等の発生の見込み

平成23年までの間に、電子マニフェスト事業で約16.6億円、書面利用移動報告事業等で約3.7億円の計20.3億円の特定再資源化預託金等の出えん要望があるが、活用できる特定再資源化預託金等の見込みは以下のとおり。

## (1) 特定再資源化預託金等の発生状況

特定再資源化預託金等の発生については、現時点で正確な予測は困難であるものの、現在の発生状況を踏まえると、年間9億～13億円程度の発生が想定される（現在の発生状況は別紙参照）。

ASR : (70～102)百万円×12ヶ月 = (840～1,224)百万円

エアバッグ類 : 3百万円×12ヶ月 = 36百万円

フロン類 : 4百万円×12ヶ月 = 48百万円

## (2) 離島対策、不法投棄対策の見込み

平成18年度における離島対策、不法投棄対策に係る費用については、3.2億円、出えん業務運営費を合わせて、約4.5億円程度と見込まれる。離島における保有台数が大きく変化することがないかぎり、平成18年度以降についても、不法投棄対策以外については、平成18年度の水準とは大幅に変わらないと見込まれる。

そのため、離島対策、不法投棄対策等を講じた後の特定再資源化預託金等の残余は、毎年約4～8億円程度、平成18年～平成23年の6年間累計では24～48億円程度と見込まれる。